

議案第40号

大府市道路占用料条例及び大府市公共用物管理条例の一部改正について

大府市道路占用料条例及び大府市公共用物管理条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月2日提出

大府市長 岡村 秀人

大府市道路占用料条例及び大府市公共用物管理条例の一部を改正する条例

(大府市道路占用料条例の一部改正)

第1条 大府市道路占用料条例（昭和61年大府市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位 円)	占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位 円)
令第7条第14号 及び第15号に掲 げる施設		略	略	令第7条第14号 に掲げる施設		略	略
備考 略				備考 略			

(大府市公共用物管理条例の一部改正)

第2条 大府市公共用物管理条例（平成7年大府市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第14条関係）				別表（第14条関係）			
使用物件の種類	区分	単位	使用料 (単位 円)	使用物件の種類	区分	単位	使用料 (単位 円)
令第7条第14号 及び第15号に掲 げる施設		略	略	令第7条第14号 に掲げる施設		略	略
備考 略				備考 略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。